

南相馬市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者募集要項

(最終改正：令和4年4月1日)

I 目的

ふるさと納税制度の活用による南相馬市への寄附促進と地元特産品等のPRによる魅力の発信を通じた地域産業の活性化との相乗効果を図るため、市外在住の寄附者に対して返礼として贈呈する商品やサービス(以下「返礼品」という。)を提供いただける協力事業者を募集します。

II 応募条件等

1 協力事業者の要件

協力事業者は次の要件を全て満たすことが必要となります。

- (1) 各種法規則、条例に沿った生産、製造及び販売を行っていること。
- (2) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条各号のいずれかに該当する返礼品を提供する企業、団体又は個人事業者であること。
- (3) 市税に未納がないこと。
- (4) 代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律法律第77号)」に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 電子データの送受信を可能とするインターネット環境が整備され、セキュリティ対策が講じられていること。

2 募集する返礼品

募集する返礼品は次の要件を全て満たす商品等を募集します。

- (1) 南相馬市の魅力をPRし、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (2) 次の地場産品基準のうちいずれかに該当すること。
 - ア 南相馬市内において生産されたものであること。
 - イ 南相馬市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - ウ 南相馬市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものであること。
 - エ 南相馬市内において提供されるサービスであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものであって、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものを含む。
- (4) 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後5日以上賞味期限が保障されているものであること。
- (5) サービスの提供等の場合は、寄附者を明記した原則有効期限が発行日から1年以上であること。

(6) 平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。

- ア 金銭類似性の高いもの（プリペードカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
- イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
- ウ 価格が高額のもの
- エ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合が3割を超えるもの

3 返礼品の上限額

返礼品は寄附額に応じた次の区分により商品等を募集します。返礼品の価格は寄附額の3割以下とし、消費税及び梱包等の経費を価格に含めるものとします。返礼品の商品等の費用、送料は別途南相馬市が負担します。

寄附金額	商品価格（消費税込み）
4,000円以上	1,200円以下
8,000円以上	2,400円以下
10,000円以上	3,000円以下
12,000円以上	3,600円以下
15,000円以上	4,500円以下
17,000円以上	5,100円以下
20,000円以上	6,000円以下
22,000円以上	6,600円以下
30,000円以上	9,000円以下
50,000円以上	15,000円以下
100,000円以上	30,000円以下

※ 上記以外の寄附金額で応募する場合は、商品価格を寄附金額の3割以下とし、別途南相馬市と協議するものとします。

4 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するにあたっては、個人情報の取り扱い、南相馬市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

5 協力事業者の特典等

- (1) 市が契約するふるさと納税専門インターネットサイト並びに南相馬市ふるさと応援寄附金返礼品カタログに返礼品の画像及び事業者などを掲載します。
- (2) 返礼品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱し自社製品等

の販売促進やPRが可能です。なお、返礼品送付後にダイレクトメールを送付することはできません。

Ⅲ 返礼品取りまとめ事務代行業者

市では、効率的な運営、安全安心に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、返礼品取扱全般に関する業務を次の業者へ事務代行により行います。

事務代行業者

会社名 中央コンピューターサービス株式会社

本社住所 北海道中標津郡中標津町北町2丁目22番地

Ⅳ 協力事業者の申請・決定

協力事業者については、随時募集を行います。返礼品の提供を希望する事業者は、次に掲げる書類を提出してください。申請受付後、市が審査を行い、登録が適当であると認められたときは協力事業者として決定し、登録をします。

また、協力事業者の登録内容を変更する場合は、「南相馬市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者（変更）申請書兼誓約書」に、事業者名及び変更箇所を記入して提出してください。変更申請後、市が審査を行い、変更が適当であると認められたときは登録内容を変更し、通知します。

(1) 登録申請関係書類

- ① 南相馬市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者（変更）申請書兼誓約書
- ② 返礼品のデータ（写真・返礼品の生産、原料等が確認できる書類）
- ③ 市税に未納額がないことが確認できる証明書
- ④ 事業者の概要がわかる資料（パンフレット可）

(2) 申請先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所 復興企画部 コミュニティ推進課（ふるさと納税担当）

電話番号 0244-24-5411 FAX 0244-24-5347

E-mail commusui@city.minamisoma.lg.jp

申請方法 申請先に持参または郵送により申請ください。

Ⅴ 返礼品の見直しについて

- (1) 返礼品については、原則として毎年見直しを行います。
- (2) 見直しは全返礼品の年間の注文数等を目安とし、注文数が少ない返礼品については、協力事業者と協議を行い、入替えについて検討します。
- (3) 市は、その他必要に応じて協力事業者と見直しの協議を行うことがあります。

VI その他留意事項

- (1) 寄附者が南相馬市民である場合、返礼品を送付しません。
- (2) 返礼品の選考及び決定は南相馬市が行います。
- (3) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。
寄附者から返礼品の商品に選択されない場合があります。
- (4) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者からの苦情等に対して真摯に対応し解決に努め、その内容について市及び事務代行業者へ必ず報告してください。なお、品質等による保証及び寄附者からのクレーム対応に関して市は一切の責任を負いません。
- (5) 登録された返礼品を変更または辞退する場合は、事前に市及び事務代行業者まで連絡が必要となります。
- (6) 市は、協力事業者又は返礼品の商品が本要項Ⅱに定める要件に適合しなくなったと認める場合は、協力事業者及び商品の登録を取り消すことがあります。

【問合せ先】

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所 復興企画部 コミュニティ推進課

電話番号 0244-24-5411 FAX 0244-24-5347

E-mail commusui@city.minamisoma.lg.jp

制定：令和元年6月1日

改正：令和元年9月1日

改正：令和4年4月1日